

議案第 23 号

木古内町高齢者等入浴無料券交付条例の一部を改正する条例制定について

木古内町高齢者等入浴無料券交付条例（平成 29 年条例第 2 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 3 月 5 日 提出  
木古内町長 鈴木 慎也

## 木古内町高齢者等入浴無料券交付条例の一部を改正する条例

木古内町高齢者等入浴無料券交付条例（平成29年条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 木古内町高齢者等福祉サービス利用券交付条例

第1条中「健康の保持」の次に「及び日常生活の利便と社会参加の促進」を加え、「入浴施設」を「入浴施設での入浴又はハイヤー」に、「入浴無料券」を「高齢者等福祉サービス利用券（以下「利用券」という。）」に改める。

第2条第3項中「第2項」を「前項」に改める。

第3条中「入浴無料券」を「利用券」に改める。

第4条の見出し中「無料券」を「利用券」に改め、同条第1項中「入浴無料券」を「利用券」に改める。

第5条の見出し中「利用場所」を「利用券の使用対象」に改め、同条中「入浴無料券の利用場所」を「利用券」に改め、「入浴施設」の次に「での入浴又はハイヤー利用時」を加え、「利用」を「使用」に改め、同条に次の1項を加える。

2 利用券をハイヤーで使用する場合は、町内の乗降に限り使用することができる。

第6条の見出し及び同条第1項中「無料券」を「利用券」に改め、同条第2項中「申し出」を「申出」に、「無料券」を「利用券」に改める。

第7条第1項中「無料券」を「利用券」に改め、「入浴施設」の次に「又はハイヤー」を、「施設」の次に「等」を加え、同条第2項中「無料券」を「利用券」に改め、同条に次の2項を加える。

3 利用券は、現金と併せて使用することができる。

4 利用券は、換金することができない。

第8条の見出し及び同条中「無料券」を「利用券」に改める。

第9条の見出し及び同条中「無料券」を「利用券」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 死亡したとき。

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。